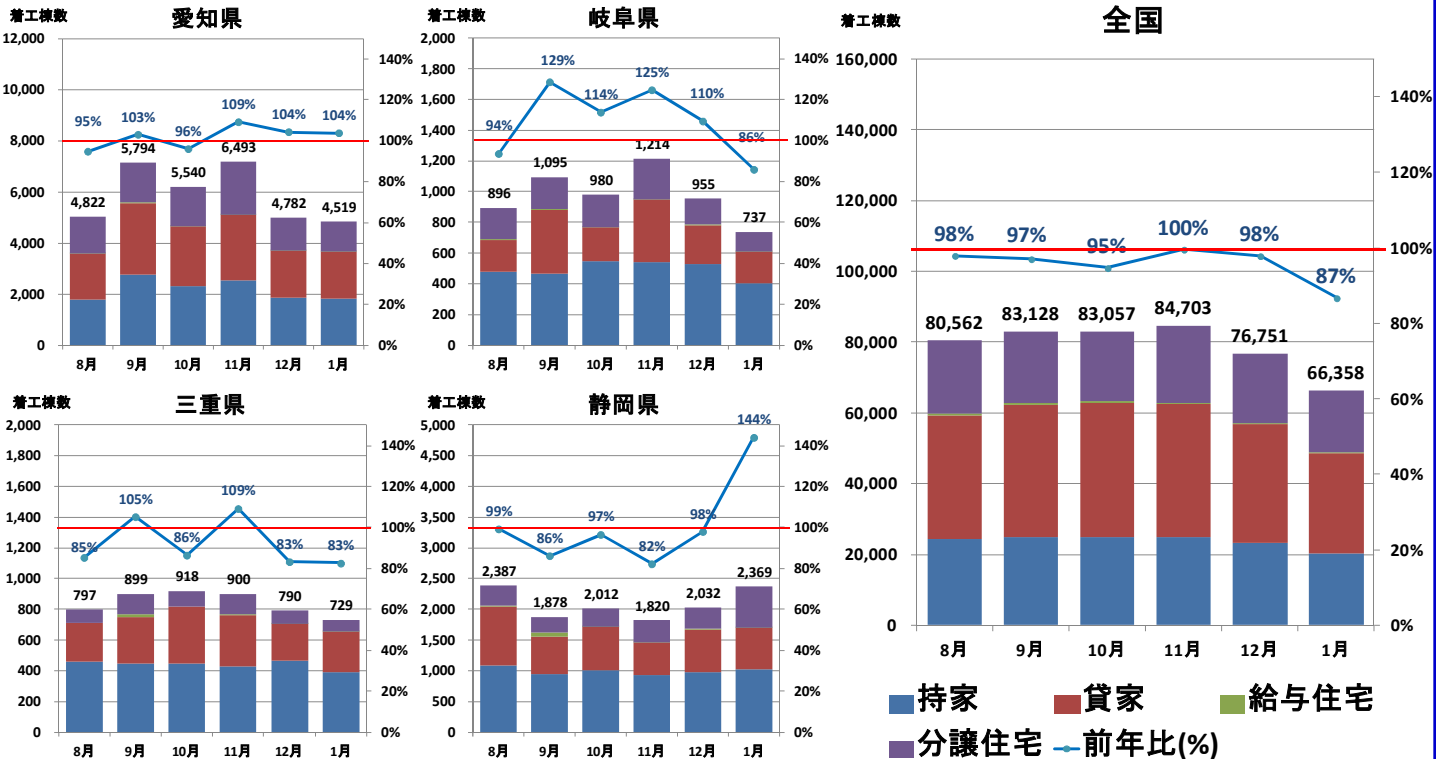


## 東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

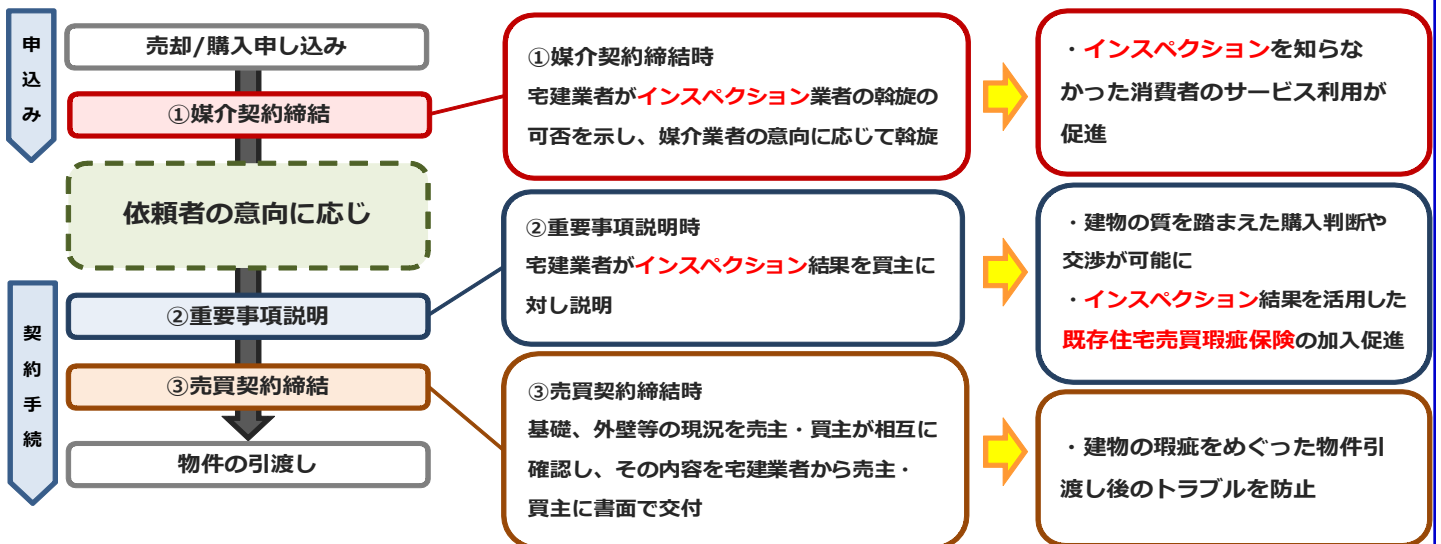
## 4月1日から「改正宅建業法」が本格施行

平成30年4月1日より、改正宅地建物取引業法が施行されます。  
今回の改正に伴い、①**媒介契約書**、②**重要事項説明書**および③**契約書面**  
(37条書面)の記載内容に変更が生じます。

### 取引フロー

### 新たな措置内容

### 期待される効果



詳細は国土交通省ホームページで確認ください(<http://www.mlit.go.jp/>)

# 長期優良住宅化リフォーム推進事業 平成30年度の事業概要について

良質な住宅ストックの形成や、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化、三世帯同居など複数世帯の同居の実現等に資するリフォームに対する支援を行う 平成30年度予算案：42億円

## 【対象事業】

①若者による既存住宅取得時に行うリフォームに対する支援、**インスペクション**を実施し、維持保全計画・履歴を作成するとともに、工事後に耐震性と劣化対策とが確保されるもの

( = 基本要件) <若者による住宅取得をしやすくするものとして、段階的な性能向上の取組を支援>

②持ち家等で行うリフォームに対する支援 (①以外)

上記①の基本要件に加え、少なくとも日常的に使用する居室等の部分が、工事後に省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかの基準を満たすもの <高齢化対応等として、主たる居室等の省エネルギー化等の性能向上の取組を支援>

【補助率】 **1/3**

【限度額】 **100万円/戸**

○ 長期優良住宅 (増改築) 認定を取得する場合 200万円/戸

さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円/戸

○ 三世帯同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、50万円/戸を上限として補助



## 長期優良住宅化リフォーム推進事業 予定スケジュール

平成30年4月中旬 ~ 5月下旬に事業に関する説明会が開催される予定です。

詳しい要件や申請方法は、説明会にあわせて公表される交付申請マニュアルをご確認ください。